

会計士業務の拡張可能性：「保証」の経済学的分析の試み

異島，須賀子

<https://doi.org/10.15017/3000264>

出版情報：経済論究. 109, pp.19-29, 2001-03-31. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



会計士業務の拡張可能性¹⁾

——「保証」の経済学的分析の試み——

異 島 須 賀 子

目 次

1. はじめに
2. 監査と保証
3. 基本モデル
4. 会計士が存在しない場合
5. 会計士が監査を行う場合
6. 会計士が監査以外の保証業務を行う場合
7. おわりに

1. はじめに

近年、企業を取り巻く経営環境の急速な国際化とともに、投資意思決定者のディスクロージャー要求も質的・量的に多様化している。従来の財務情報のみならず非財務情報が開示されたり、電子取引の発達による即時的な情報開示など、急速な情報開示の拡張が見られる。しかしながら、これら意思決定のために利用される情報の多くが客観的テスト²⁾を受けていないため、入手した情報の有用性と信頼性を高めたいという(社会的)要請が増大している(IFAC [1997], 前文para.1)。このような状況において、これまで会計士の中心的業務であった伝統的な財務諸表監査に代えて、保証業務を会計士業務の中心に据えようという動きがみられる³⁾。

たとえば、アメリカ公認会計士協会(American Institute of Certified Public Accountants: AICPA)は、1991年に「財務報告に関する特別委員会」(Special Committee on Financial Reporting: 通称ジェンキンズ委員会)を発足させ、1994年に「事業報告の改善」(Improv-

ing Business Reporting: 通称ジェンキンズ・レポート)⁴⁾公表した。この報告を受けて、AICPAは監査人の関与について調査・研究するため、1994年11月に「保証業務に関する特別委員会」(Special Committee on Assurance Services: 通称エリオット委員会)を設立し、1996年にWebサイト⁵⁾で最終報告「保証業務サービス業務に関する特別委員会報告書」(Reporting of the Special Committee on Assurance Services)を公表した。

また、カナダ勅許会計士協会(Canadian Institute of Chartered Accountants: CICA)は、1997年3月に保証業務に関する業務基準(「保証業務基準」(Standards for Assurance Engagements))を公表し、随時更新している⁶⁾。

さらに国際会計士連盟(International Federation of Accountants: IFAC)の国際監査実務委員会(International Auditing Practice Committee: IAPC)は1997年8月に公開草案「情報の信頼性についての報告」(Reporting on the Credibility of Information)を、また1999年3月に第2次公開草案「保証業務」(Assurance Engagements)を公表し、保証業務に関する枠組みと一般原則を提示した。IFAC [1997]の表題の意味するところがあまりにも限定的で会計士の提供する業務の幅もそのように理解される懸念があること、また「保証業務」という文言が多くの国々で使用され、一般的になりつつあるという理由から、IFAC [1999]では、表題が「保証業務」と改められている(IFAC [1999],

para.11)。このこと(とくに後者の理由)は、会計士にとって保証業務がここ数年で急速に重要性を増していることを端的に示しているといえよう。

日本においても、2000年2月に日本会計士協会・次世代会計士保証業務研究会が「証明業務基準(試案)」を公表するなど、保証業務を会計士業務に組み込み、さらには保証業務を会計士業務の中心に据えようとする動きは、1990年代以降とくに著しい⁷⁾。これらの動きは、保証業務というより包括的なフレームワークを構築し、従来の伝統的な財務諸表監査では対応できないような事象についても対応することで、会計士業務の将来的な拡大を図っていこうとするものであると解することができる。

このような状況を踏まえ、本稿では、経済合理性の観点から、会計士業務が財務諸表監査から保証業務へ拡張することについての理論的考察を試みることにする。

本稿は次のように構成される。次節では、保証と監査との相違点および両者の関係を明らかにし、第3節以降で展開される分析の基礎となる概念の整理を行う。つづく第3節から第6節においては、Wallin [1992] のモデルを基礎として、会計士の提供するサービスについて経済学的分析を試みる。まず、第3節において基本モデルを定義する。第4節では、会計士が存在せず、経営者と投資家のみが存在するケースを検討する。第5節および第6節では、会計士が存在するケースを検討するが、会計士の提供する保証水準は、第5節と第6節で異なる。第5節では、会計士は監査を実施するものとする。一方、第6節では、会計士は監査以外の保証業務を提供するケースを検討する。そして、最後に第7節において、本稿のまとめと残された課題について言及することとする。

2. 監査と保証

監査と保証の違いは何か。また、監査と保証とはどのような関係にあるのだろうか。

アメリカ会計学会(American Accounting Association: AAA)の基礎的監査概念(A Statement of Basic Auditing Concepts: ASOBAC)は、監査を次のように定義している。

「監査(auditing)とは、経済活動や経済事象についての言明(assertion)に関して、その言明と設けられた判断基準(criteria)との合致の程度を確かめるために、証拠を客観的に入手し、かつ評価し、その結果を利害を持つ利用者に対して伝達する、組織的な行為過程である。」(p.2)⁸⁾ (下線部は筆者)

上記の定義を会計士の行う会計監査(もしくは財務諸表監査)にあてはめて考えるならば、監査とは、経営者の作成した財務諸表に関して、その財務諸表と一般に認められた会計原則との合致の程度を確かめるために、証拠を客観的に入手し、かつ評価し、その結果としての監査意見を財務諸表の利用者に対して伝達する、組織的な行為過程である。ここで付言するならば、会計士は監査を行うさい、他の当事者(上記の例では経営者)の「言明」(上記の例では財務諸表)が判断基準に合致しているかどうかを伝達するのであって、「言明」そのものについての責任を負うことはない。すなわち、「言明」に対して責任をもつ当事者が会計士の他に存在する。会計士は、責任をもつ当事者の「言明」と一定の判断基準との合致の程度に関する監査意見についてののみ責任を負うのである(二重責任の原則)。

一方の保証について見てみると、IFAC

[1999] は、保証業務 (assurance engagement) の目的を

「会計士が、他の一方の当事者の責任である対象項目を適切な規準を用いて評価し、想定される利用者に当該対象項目について一定水準の保証を付与する結論を表明することである」(para.2)

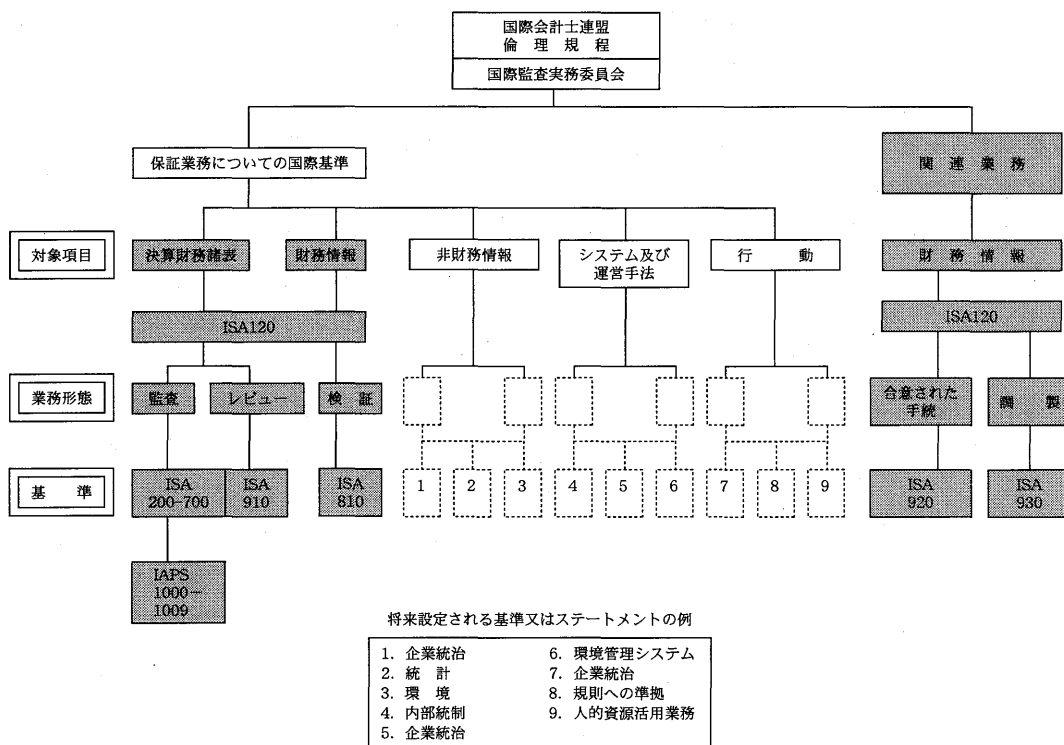
と明記している。すなわち、保証業務においても、責任をもつ他の当事者が存在するという点で、監査と保証は同じであるといえる。しかしながら、その対象については、上記の定義だけでは必ずしも明確でない。

IFAC [1999] は保証業務の対象として、伝統

的な財務諸表監査の対象である決算財務諸表に加え、その他の財務情報（見積財務情報、統計的情報、達成指標など）や非財務情報（たとえば環境）、システムおよび運営方法（たとえば内部統制）、ならびに行動（たとえば企業統治や規制への準拠）など、多岐にわたる項目をあげている (para.17) (図1⁹⁾。

図1からも明らかなように、保証業務は、「言明」のみならず、「システム及び運営手法」や「行動」をもその対象とする点で、監査と決定的に相違する。この点を考慮すると、保証は、ASOBACの監査の定義を援用することで、次のように定義することができる(山浦[1999], 244頁)。

図1 現在の保証業務とその将来の潜在的な発展



この図の陰影の部分は、現行の基準内でステートメントを示している。

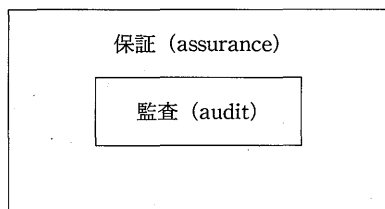
保証とは、「経済活動や事象についての言明、あるいは活動、事象それ自体に関して、その対象事項と設けられた判断規準との間の合致の程度を確かめるために、証拠を客観的に入手し、かつ評価し、その結果を利害を持つ利用者に対して伝達する、組織的な行為過程である。」(下線部は筆者)

さらに、IFAC [1999] は、会計士が提供する保証水準として、高い保証水準(監査)と中位の保証水準(レビュー)を掲げている(para.17)。ここで、高い保証水準とは、絶対的ではないが、会計士が特定の対象項目について付与しうる合理的な最高水準の保証を表しており、会計士の監査意見の形式で表明されるものである(IFAC [1999], para.18, paras.30-31)。一方、中位の保証水準とは、現行の「消極的保証」(negative assurance)の形式で表明されるものであるとされる(IFAC [1999], para.19)¹⁰⁾。すなわち、監査は会計士が提供する最高水準の保証を提供する一方で、保証業務の提供する保証水準には一定の幅があるのである。

以上より、監査と保証との関係は、図 2¹¹⁾のように示されよう。

監査の対象が「言明」に限定されるのに対し、保証業務は「言明」のみならず「活動や事象、それ自体」(図 1 における「システム及び運営手法」や「行動」)をもその対象とする点で、また、

図 2 監査と保証の関係



出所：Ricchiute [1998], p.4を一部修正。

監査が高い保証水準のみを提供するのに対し、保証業務が高い保証水準と中位の保証水準を提供する点で、監査を包含する。言い換えると、保証は監査の拡張であり、「監査の延長線上」(松本 [1999], 83 頁)に位置づけることができる。

監査は、会計士の行う保証業務のうち最も高い水準の保証を提供するものであると同時に、長年にわたり会計士がその社会的役割を担ってきた業務である。したがって、会計士が行う、あるいは行おうとしている保証業務について考察するさいには、まず保証業務の原点である監査について、経済合理性の観点から理論的考察を行うのは有益であると考えられる。そこで、第 3 節以下では、Wallin [1992] のモデルを基礎として、最高の保証水準を提供する監査の有効性について理論的考察を行ったのち、監査以外の保証業務について検討を加えることとする。

3. 基本モデル

Wallin [1992]¹²⁾は、次のようなモデルを想定している。ある企業において、投資家と経営者が一回だけ取引を行う一期間モデルを考える。投資家と経営者はともにリスク中立的であり、経営者は努力回避的であるとする。経営者は、努力水準 (e) を選択し、企業の品質 (q) について情報を開示するという二つの意思決定を行い、投資家は当該企業の市場価格 (p) のみを決定するものとする。また、経営者は一株当たりの市場価格 (p^*) を経営者報酬として受け取るものとする。

まず $t=0$ 時点(期首)に、経営者が監視不可能なある努力水準(低水準： e_0 ，高水準： e_1)を選択する。経営者が低水準の努力を選択した場合にはコストはかからないが、高水準の努力を

選択した場合にはコスト ($\varepsilon > 0$) がかかる。経営者が e_0 を選択した場合、企業は、 π_0 の確率で高品質 (q_1) となり、 $1 - \pi_0$ の確率で低品質 (q_0) となる。同様に経営者が e_1 を選択した場合、この企業の品質は π_1 の確率で q_1 となり、 $1 - \pi_1$ の確率で q_0 となる。この仮定は、経営者が努力したからといって、必ずしも高品質企業となるとは限らないという経営環境の不確実性を考慮したものであり、 $0 < \pi_0 < \pi_1 < 1$ である。

$t = \frac{1}{3}$ 時点で企業の品質 (q) が判明する¹³⁾と、経営者は、自らの企業の品質についての私的情報を得て、情報の優位性を武器にして開示を行うかもしれない。もし、投資家が企業の品質を正確に把握することができれば、当該企業の持分証券の市場価格をその品質に見合った価格に設定することができる。この場合、経営者の期待効用は、努力水準 e_0 を選択したときには、

$$(1 - \pi_0)q_0 + \pi_0q_1 \quad \dots(1)$$

となり、努力水準 e_1 を選択したときには、

$$(1 - \pi_1)q_0 + \pi_1q_1 - \varepsilon \quad \dots(2)$$

となる。ここで付言すると、経営者がコスト ε を負担したとしても高い努力水準 e_1 を選択するのは、 ε が次の条件を満たしているときである。

$$(2) > (1)$$

$$(1 - \pi_1)q_0 + \pi_1q_1 - \varepsilon > (1 - \pi_0)q_0 + \pi_0q_1$$

$$\text{すなわち、} (\pi_1 - \pi_0)(q_1 - q_0) - \varepsilon > 0 \quad \dots(3)$$

しかしながら、一般に投資家が正確な企業の品質を把握することは困難である。また、情報開示について経営者の不正行為を防止する法律が存在しないとすると、経営者は、企業の品質が判明したのち、自らの企業の品質を高水準と公表することも低水準と公表することもできる。

経営者による情報開示を受けて、投資家は、

$t = \frac{2}{3}$ 時点で、この期の利益に対する所有権(持分証券)を購入する。そのさい、投資家は経営者に対し、この企業の一株あたりの市場価格 (p^*) を報酬として支払うのであるが、投資家にとって、当該企業の持分証券の市場価格を決定するさいの唯一の情報は経営者による情報開示だけであるとする。

その後、 $t = 1$ (期末) 時点において投資家はその期の利益を当該企業の清算配当として受け取るものとする。

なお、表および図3は以上の仮定をまとめたものである。

表

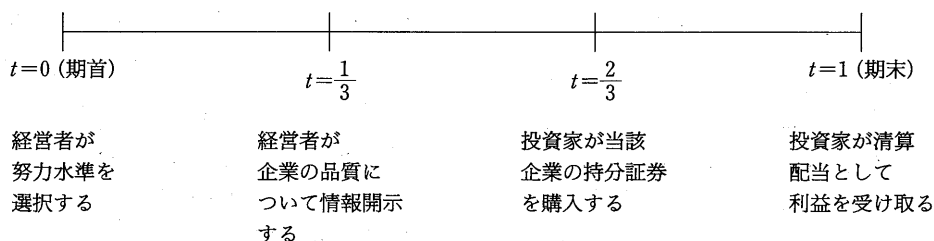
e : 監視不可能な経営者の努力水準 (低水準 : e_0 , 高水準 : e_1)
ε : 高い努力水準にかかるコスト (低い努力水準の場合、コストはかからない)
π : 企業が高品質 (q_1) になる確率 : $\text{Prob}(q_1 e_0) = \pi_0, \text{Prob}(q_1 e_1) = \pi_1$, ただし $0 < \pi_0 < \pi_1 < 1$
q : 企業の品質 (低品質 : q_0 , 高品質 : q_1)
p^* : 当該企業の一株当たりの市場価格

4. 会計士が存在しない場合

まず、会計士が存在せず、投資家と経営者のみが存在するケースを検討する。

前述のように、経営者は努力水準を選択し、企業の品質についての情報を開示するという二つの意思決定を行う一方で、投資家は当該企業の持分証券の価格を決定する。投資家が p^* を決定するさいに利用できる唯一の情報は経営者による情報開示のみであるため、経営者はこの p^* の水準に影響を与えるような行動をとると考えられる。また経営者の不正行為を防止する法律が存在しないことから、経営者は、実際の q の水準に関係なく、できるだけ高い p^* を生

図3 タイム・ライン



み出すような情報開示を行う（いずれにしろ q_1 と申告する）と予想される。したがって、この場合、経営者による情報開示は、無価値となり投資家に無視されてしまうことになる。

また、投資家は経営者の努力水準を監視できず、また経営者の情報開示からもその水準を確実に予想できないため、経営者は努力を回避し、 e_0 を選択した方が有利になる。しかしながら、投資家はこのことをあらかじめ予想しているため、当該企業の持分証券の価格を経営者が e_0 を選択した場合の期待価格

$$p^* = (1 - \pi_0)q_0 + \pi_0q_1 \quad \dots(4)$$

に設定すると考えられる。

このように会計士が存在しない場合、経営者は常に低い努力水準を選択する一方で、投資家も経営者の情報開示を信用しないこととなる。すなわち、この場合、経営者と投資家は、いわゆる「囚人のジレンマ」の状況にあるといえる。

5. 会計士が監査を行う場合

次に会計士が監査を行う、すなわち、最高水準の保証である監査が存在するケースを考える。ここでは経営者のみが監査のコストを負担すると共に、監査から得られるベネフィットを享受するものとする。また、経営者は自分の努力水準を選択する前に、 α (一定) のコストで監

査を購入することができるものと仮定する。ただし、ここで想定する会計士は完全に独立で、常に真実の監査報告書を作成することができるものとする。したがって、経営者の情報開示と監査報告書の意見は必ずしも一致しない可能性が生じることとなる。投資家は経営者が監査を購入したことは知らされているが、経営者が監査報告書を公開しない限り、その内容を知ることとはできないとする。

この状況においても経営者は企業の品質について虚偽の情報開示を行うこともできるが、それはまったく意味のないものとなる。なぜなら、監査が購入された場合、公開された監査報告書の記述によってのみならず、監査報告書が公開されるか否かによっても、投資家は企業の品質を正確に推測することができるからである。具体的には次のように説明できる。 q_1 の水準の企業経営者は、意見の一致した監査報告書を付した情報公開を行い、 q_1 で評価される市場価格を確実に手に入れることができる。その一方で、 q_0 の水準の企業経営者は意見の一致した監査報告書を付した情報を公開しても、また意見が一致していないために監査報告書を付さずに情報を公開（すなわち q_1 と偽って申告）しても、 q_0 の市場価格しか得ることができないのである。この場合、経営者は、自らの期待効用を高めるような努力水準を選択する、つまり経営者

は、均衡戦略として高い努力水準 e_1 を選択せざるを得ないのである。

このように監査が存在する場合、投資家は、企業の品質について正確に推測することができるため、経営者は努力を回避しないと考えられる。監査が存在するにもかかわらず、監査が購入されなかった場合には、監査が存在しない場合と同様に、経営者と投資家は「囚人のジレンマ」に陥ることになる。

なお、監査にかかるコストは、(3)式より、

$$(\pi_1 - \pi_0)(q_1 - q_0) - \varepsilon > \alpha > 0 \quad \cdots(5)$$

を満たすものとする。

このケースでは、監査を購入することが必然的に経営者のファースト・ベストな意思決定(高い努力水準の選択)をもたらすことになる。

6. 会計士が監査以外の保証業務を行う場合

第5節で検討したように、Wallin [1992] のモデルにおいては、監査を購入することにより、企業の品質に関する真実の情報が明らかとなる。そのため、経営者は高い品質の企業を求めて、必然的に高い努力水準を選択することが示された。換言すれば、最高水準の保証である監査が存在する場合、経営者は、監査を購入することにより努力水準 e_1 を選択するという「行為」まで保証されうるのである。

しかしながら、実際のところ、完全に独立な会計士であったとしても、企業の品質について常に最高水準の保証を提供するかどうかは疑問である。なぜなら、保証水準を上げるためにはその分コストがかかるはずであり、会計士はコストとベネフィット(経営者から得られる報酬: α)を考慮して保証水準を決定すると考えられるからである。

そこで、保証水準を β ($0 \leq \beta \leq 1$)、保証業務に

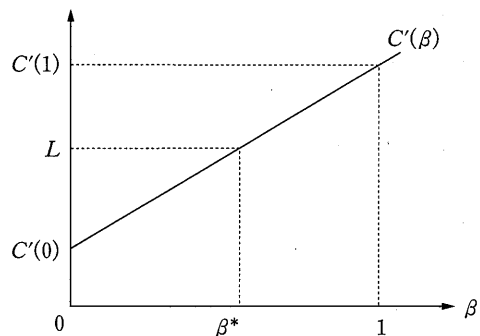
かかるコストを $C(\beta)$ ($C'(\beta) > 0$, $C''(\beta) > 0$)、最高水準の保証(監査すなわち $\beta=1$)を提供しなかったときに生じる後の損失¹⁴⁾を L ($C'(0) < L < C'(1)$)とおく。会計士がリスク中立的であると仮定すると、会計士の期待効用は、

$$E(\beta) = \alpha - (1 - \beta)L - C(\beta) \quad \cdots(6)$$

となり、会計士は $E(\beta)$ を最大化するような保証水準を選択すると考えられる。 α が一定であることから、 $(1 - \beta)L + C(\beta)$ が最小のとき、 $E(\beta)$ は最大となる。

会計士にとって最適な保証水準 β を β^* とすると、 $(1 - \beta)L + C(\beta)$ を最小化する β^* の1階条件は $C'(\beta^*) - L = 0$ である。すなわち、会計士は、最適解として、保証水準を高くするための限界費用が、後の損失 L と等しくなるような β^* を選択する(図4)。

図4



第5節のように最高水準の保証(監査)を提供する場合($\beta=1$)には、必然的に経営者は高い努力水準を選択することになるが、最高水準の保証を提供しない場合($\beta=\beta^*$)には、経営者は高い努力水準を選択しない可能性も生じる。また、 L が極端に低い場合、会計士が提供する保証水準 β^* も低くなり、会計士が存在しないケースと同様に、経営者と投資家の関係は「囚人のジレンマ」に陥る。さらに、一般社会が考

える L と、会計士が想定している L とが乖離する場合には、新たな期待ギャップ問題をもたらすこととなる。

このことを会計士の専門とする財務諸表監査にあてはめて検討してみると次のようになる。財務諸表監査において、企業の品質を示すものは経営者の公表する財務諸表である¹⁵⁾。ここで財務諸表は、事実と慣習と判断の総合的表現であり、経営者の言明であるわけだが、企業をとりまく経営環境の不確実性等を考慮すると、経営者の努力あるいは行為がそのまま財務諸表に表れるわけではない。前述のように、Wallin [1992]の仮定するような会計士(完全に独立で、企業品質に関して真実な報告をすることができる)であれば、その時点における真実な企業の品質を報告することができるだけでなく、監査が購入されることにより経営者の行動(高い努力水準を選択すること)が保証されることとなる。しかしながら、実際には最高水準の保証である監査であったとしても、常に100%真実な報告ができる($\beta=1$)とは限らない。また、経営環境の不確実性を考慮すると、会計士の選択する監査の保証水準によっては、経営者が高い努力水準を選択することを担保し得ないと考えられる。すなわち、会計士は経営者の作成した財務諸表が一般に認められた会計原則に合致しているかどうかを「保証」しても、経営者の努力水準や行動までを「保証」することは、会計士にとってリスクの高い業務とならざるを得ないと考えられる。

7. おわりに

投資意思決定情報の質的・量的拡張にともなって、情報の信頼性を高めたいという(社会的)要請が増大するなか、会計士がその業務を

財務諸表監査から保証業務へ拡張しようとする動きが見られる。

会計士が業務を拡張して、従来の伝統的な財務諸表監査を含む保証業務を提供することが社会的に要請され、また可能であったとしても、いくつかの問題が生じると思われる。まず、行動の保証をするにさいして、一人の人間の行動を常時モニター(監視)するということは、実際問題として、またコスト・ベネフィットの観点からも困難である。また、会計士の財務諸表監査の経験というのは、あくまでも「言明」に対する保証を提供するものであり、「行動」そのものに対するものではない。

また、保証の水準に幅(高い保証水準と中位の保証水準)を認めている(認めざるを得ない)ことから、新たな期待ギャップを生み出すおそれもある。会計士が種々の情報を保証することに対する(社会的)需要があるとはいえ、それが情報利用者の誤った認識に基づいている(すなわち、期待ギャップが生じている)とすると、最悪の場合、保証の失敗により会計士全体に対する社会的信頼を失うおそれもある(山田[2000], 29-30頁)。これは、今後、会計士が業務の拡大を図る上で直面せざるを得ないであろう問題であると考えられる。

このような状況を鑑みて、本稿では、会計士が行う、あるいは行おうとしている保証業務について、経済合理性の観点から理論的分析を行った。本稿での考察の結果、次の2点が明らかになった。まず第1に財務諸表について専門的知識とノウハウをもつ会計士が監査を実施するということにより、経営者が高い努力水準を選択する可能性が高まることが予想されることを示した。第2に、会計士は経営者の作成した財務諸表が一般に認められた会計原則に合致しているかどうかは「保証」できても、経営者の

努力水準（行動）そのものを「保証」することは困難である。したがって、経営者の行動そのものを「保証」することは、会計士にとってリスクの高い業務とならざるを得ないと考えられることを指摘した。

最後に今後の課題について言及する。本稿では、Wallin [1992] が会計士の性質についておいた仮定のうち、「常に真実な報告をすることができる」という仮定を排除することで、保証水準に幅のあるケースを分析した。しかしながら、会計士の独立性に関する仮定については、何ら言及していない。会計士が独立でないケースの検討も不可欠であると考えられるが、この問題については今後の課題としたい。

脚 注

- (1) 後藤剛史氏（九州大学）より、多くの有益な助言をいただいた。ここに記して謝意を表する。なお当然のことながら、本稿におけるすべての誤謬は筆者の責に帰すものである。
- (2) 情報の信頼性に関する独立の第三者による検証。
- (3) 多様なディスクロージャーに対する保証業務への社会的要請に応えることが職業会計士の専門家としての社会的義務であるとともに、新たな収入源になるというのが保証業務研究に対する会計士業界の見解である（山浦 [2000]、9頁）。
- (4) <http://www.aicpa.org/members/div/acctstd/ibr/index.htm>, December 22, 2000.

ジェンキンズ・レポートでは、利用者目的の観点から、企業報告を企業（経営者）と監査人の両側面から改善するために、利用者の情報ニーズの直接的な調査・分析に基づき、「包括的事業報告モデル」（comprehensive model of business reporting）を提唱している。

ジェンキンズ・レポートについては、田中 [1998] に詳しい。

- (5) <http://www.aicpa.org/assurance/scas/index.htm>, December 22, 2000.
 - (6) <http://www.cica.ca/cica/cicawebsite.nsf/public/SGASRRecentlyIssued>, January 15, 2001.
- 2000年10月更新分までをpdfファイル形式でダウ

ン・ロードすることができる。

- (7) その他にも、英国勅許会計士協会（The Institute of Chartered Accountants in England & Wales: ICAEW）が1996年に2005年における会計士業務の可能性に関する研究報告書として、「付加価値を有する職業専門家—2005年の勅許会計士—」（Added-value professions, Chartered Accountants in 2005）を公表しているし、ドイツにおいても「企業領域における統制と透明化のための法律」（Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich: KonTraG）が1998年に可決成立したことにより、会計士業務の拡張が図られている（内藤 [1998b]、43頁）。

また、Ricchiuteによると、米国の監査教育は1996年から1998年の間に劇的に変化したという（Ricchiute [1998]、p.iii）。Ricchiute [1998] は、エリオット委員会の報告書を受けて、テキストのタイトルを“Auditing”（第4版：1995年）から“Auditing & Assurance”（第5版：1998年）と改訂し、テキスト全体を通して、保証業務と証明業務について言及している（pp.iii-v）。

- (8) 邦訳は、山浦 [1999]（244頁）による。
- (9) 下記の2点を除き、IFAC [1997] で提示された図と同じものである。

IFAC [1997]	IFAC [1999]
情報の信頼性についての会計士による報告に関する枠組み	保証業務についての国際基準
報告サービス業務についての国際基準	
情報	非財務情報

- (10) その他の関連業務として、合意された手続（agreed-upon procedures）と調製（compilation）があるが、期待ギャップ問題を回避するため、それらは保証業務に含まれていない。なぜなら、合意された手続については、発見された事実を報告するものであり、情報の信頼性について結論を表明するものではないし、また、調製は、証拠を収集・評価したり、結論を表明したりするものではないからである（IFAC [1997]）。すなわち、これらの業務においては、結論を表明しないという点で、保証業務に含まれないのである。IFAC [1999] によると、IFAC [1997] に対して寄せられたコメントにおいて、合意された手続業務が保証業務の要件を満たすか否か

については見解が分かれていたが、調製業務は保証業務の要件を満たさないという一般的合意がなされていた (para.21)。

- (11) Ricchiute [1998] は、監査を包含する一方で保証に包含される業務として「証明」(attestation) をあげている (p.4)。保証と証明の関係については、Ricchiute [1998] に詳しい。
- (12) Wallin [1992] のモデルについては加藤 [1993] に詳しい。

本稿では、便宜上、Wallin [1992] の仮定のいくつかを修正している。

- (13) Wallin [1992] は、企業の品質 (q) を「不完全な私的情報」として企業の品質に関するノイズを考慮している。つまり、高品質の企業だからといって必ずしも高利益に結びつくとは限らないという、より現実的な状況 (経営者の能力による不確実性) を想定しているのである。Wallin [1992] によると、 q は企業の品質を表すと同時にその期に高利益を生む確率であるという。具体的には、低品質の企業は q_0 の確率で高利益を生み出し、 $1-q_0$ の確率で低利益となる一方で、高品質の企業は q_1 の確率で高利益を生み出し、 $1-q_1$ の確率で低利益となると仮定されている ($0 < q_0 < q_1 < 1$)。しかしながら、本稿においては、議論を単純にするため、高品質の企業は高利益を生み出し、低品質の企業は低利益しか生み出さないものとして、経営者の能力についての不確実性を排除している。したがって、本稿においては、企業の品質をその期間の期待利益と言い換えることもできるかもしれない。

また、Wallin [1992] のモデルの仮定から、さらに経営環境の不確実性を排除して監査制度の有効性について考察したものに加藤 [1995] がある。

- (14) たとえば、訴訟費用や監査の失敗による社会的信頼の失墜など。
- (15) Wallin [1992] のモデルは、投資家が、期中に公表された財務諸表 (中間財務諸表) に基づいて、その企業の持分証券を購入するかどうかの意思決定を行うケースに相当する。

参 考 文 献

- American Accounting Association [1973], *A Statement of Basic Auditing Concepts*, AAA. (青木茂男監訳・鳥羽至英訳 [1982] 『アメリカ会計学会 基礎的監査概念』国元書房。)
- American Institute of Certified Public Accountants, Special Committee on Financial Reporting [1994], *Improving Business Reporting—A Customer Focus (a.k.a. The Jenkins Report)*, AICPA, <http://www.aicpa.org/members/div/acctstd/ibr/index.htm>, December 22, 2000.
- American Institute of Certified Public Accountants, Special Committee on Assurance Services [1996], *Reporting of the Special Committee on Assurance Services*, AICPA, <http://www.aicpa.org/assurance/scas/index.htm>, December 22, 2000.
- Canadian Institute of Chartered Accountants [1997], *Standards for Assurance Engagements*, CICA. (福島壽訳 [2000] 「カナダの保証業務基準の抄訳」日本監査研究学会・保証業務と会計士の責任研究部会編『会計士情報保証論—保証業務のフレームワークと会計士の役割—』中央経済社, 171-185頁。)
- Elliott, R. K. [1994], “The Future of Audits,” *Journal of Accountancy*, Vol.178, No.3, pp.74-82.
- Elliott, R. K. [1997], “Assurance Service Opportunities: Implications for Academia,” *Accounting Horizons*, Vol.11, No.4, pp.61-74.
- Elliott, R. K. and D. M. Pallais [1997], “Are You Ready for New Assurance Services?,” *Journal of Accountancy*, Vol.183, No.6, pp.47-51.
- Financial Accounting Standards Board [1980], *Statements of Financial Accounting Concepts No.2: Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB. (広瀬義州訳 [1994] 「財務会計諸概念に関するステートメント第2号 会計情報の質的特徴」平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念〈改訂新版〉』中央経済社, 45-144頁。)
- Gibbons, R. [1992], *Game Theory for Applied Economists*, Princeton University Press. (福岡正夫・須田伸一訳 [1995] 『経済学のためのゲーム理論入門』創文社。)
- International Federation of Accountants, International Auditing Practice Committee [1997], *Exposure Draft Reporting on the Credibility of Information*, IFAC. (日本公認会計士協会国際委員会訳 [1998] 「枠組み及び国際基準 (案) 情報の信頼性についての報告」『JICAPジャーナル』(日本公認会計士協会), 第10巻第2号, 153-169頁。)
- International Federation of Accountants, International Auditing Practice Committee [1999], *Exposure Draft Assurance Engagements*, IFAC. (日本公

- 認会計士協会国際委員会訳[1999]「保証業務についての国際基準(案)保証業務」『JICPAジャーナル』(日本公認会計士協会), 第11巻第7号, 169-181頁。
- Kinney, W. R. Jr. and R. D. Martin [1994], "Does Auditing Reduce Bias in Financial Reporting? A Review of Audit Related Adjustment Studies," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.13, No.1, pp.149-155.
- Ricchiute, D. N. [1998], *Auditing & Assurance Services*, 5th ed., South-Western College Publishing.
- Wallin, D. E. [1992], "Legal Recourse and the Demand for Auditing," *The Accounting Review*, Vol.67, No.1, pp.121-147.
- 加藤達彦[1993]「監査制度の必要性に関する一考察」『研究季報』(奈良県立商科大学), 第4巻第1号, 45-53頁。
- 加藤達彦[1995]「監査制度の必要性に関する検討」『會計』(森山書店), 第147巻第3号, 107-119頁。
- 加藤達彦[2000]「保証業務における品質と潜在的問題点」日本監査研究学会・保証業務と会計士の責任研究部会編『会計士情報保証論—保証業務のフレームワークと会計士の役割—』中央経済社, 48-63頁。
- 田中勝[1998]「包括的企業報告モデルと監査人の役割」『税経通信』(税務経理協会), 第53巻第6号, 311-320頁。
- 徳賀芳弘[2000]『国際会計論—相違と調和—』中央経済社。
- 内藤文雄[1998a]「ビジネスの国際化と会計監査機能」『国民経済雑誌』(神戸大学経済経営学会), 第178巻第1号, 99-114頁。
- 内藤文雄[1998b]「公認会計士の監査・保証業務の拡張に関する調査研究の動向」『JICPAジャーナル』(日本公認会計士協会), 第10巻第10号, 43-49頁。
- 長吉眞一[2000]『財務諸表監査の構造分析』中央経済社。
- 日本監査研究学会・課題別研究部会[1999]『財務諸表監査のフレームワーク』(平成11年度最終報告)日本監査研究学会。
- 日本公認会計士協会・次世代会計士保証業務研究会[2000]「『証明業務基準(試案)』の公表について」『JICPAジャーナル』(日本公認会計士協会), 第12巻第2号, 137-145頁。
- 細江守紀[1990]「不確実性と情報の経済学」細江守紀編『応用ミクロ経済分析』有斐閣ブックス, 31-54頁。
- 松本祥尚[1999]「会計士による保証業務のインセンティブ分析」『會計』(森山書店), 第155巻第4号, 82-97頁。
- 丸山雅祥・成生達彦[1997]『現代のミクロ経済学—情報とゲームの応用ミクロ—』創文社。
- 山浦久司[1999]『会計監査論』中央経済社。
- 山浦久司[2000]「保証業務の論理とニーズの構造」日本監査研究学会・保証業務と会計士の責任研究部会編『会計士情報保証論—保証業務のフレームワークと会計士の役割—』中央経済社, 3-28頁。
- 山田恵[2000]「保証業務の特質—Elliott委員会報告書における保証の独立性に関連して—」日本監査研究学会・保証業務と会計士の責任研究部会編『会計士情報保証論—保証業務のフレームワークと会計士の役割—』中央経済社, 29-47頁。